

# 第1章 計画策定について

## 1 計画策定の背景と趣旨

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などによる世帯構成の変化や、女性の社会進出などによる高齢者を取り巻く状況の変化により、かつて家族に支えられていた高齢者介護は、担い手を社会に求められるようになりました。こうした社会情勢の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が創設され、12年が経過しました。

### 介護保険制度が定着

サービス提供基盤の整備が着実に進み、わが国の高齢期を支える制度として介護保険制度が定着

### 一層の高齢化の進行

平成26年度には、本市の高齢化率は23.5%となり、約4.3人に1人が高齢者となる見込み

### 新制度が開始

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが開始



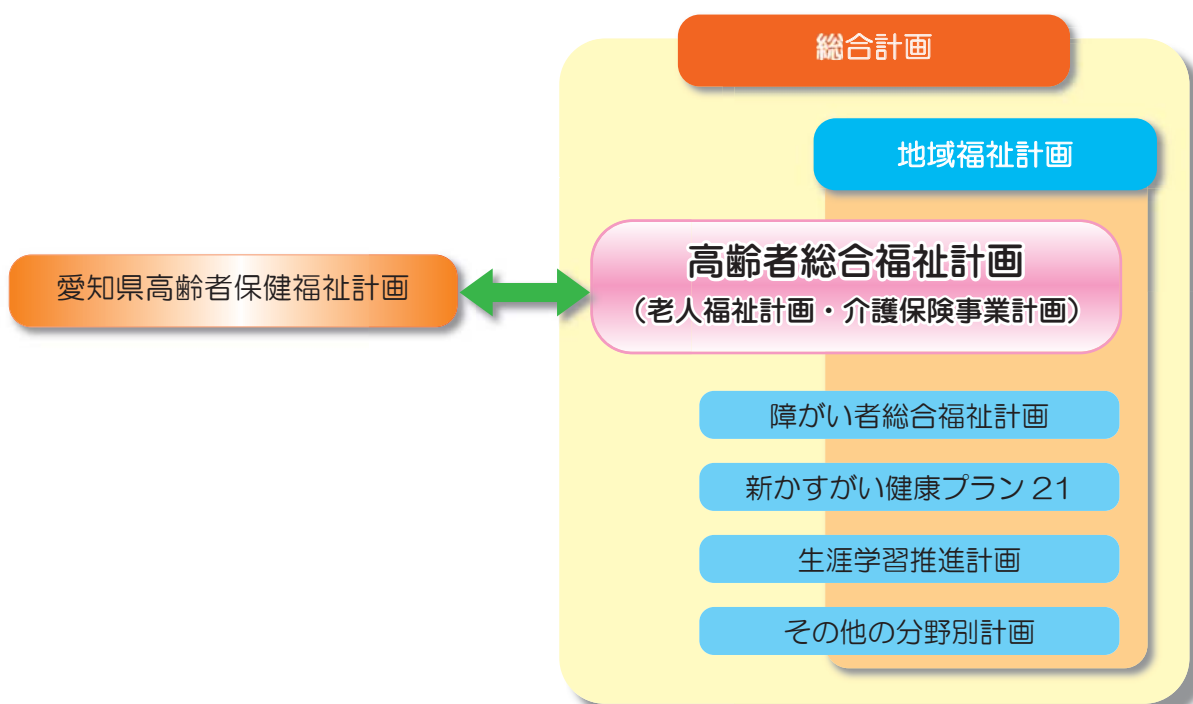
本市においては、要介護等認定者の増加や地域のニーズなどに適切に対応し、高齢者がいきいきと安心して暮らせる環境を整備するとともに、介護保険事業の円滑な推進を図るため、「第5次高齢者総合福祉計画」を策定します。



## 2 計画の性格

この計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、3年を1期として策定するものです。

改定にあたっては、第4次計画の基本的な考え方を継承し、連続性のある計画とするとともに、第五次春日井市総合計画をはじめとする高齢者に関連する計画との整合を図っています。



## 3 計画の期間

この計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画です。

